

## ■ 窓口

通話録音機の「モニター事業実施市町」（裏面をご覧ください）の消費生活相談窓口等です。

## ■ 通話録音機を貸与できる方：①～③の全てに該当する方

- ① 県内の「モニター事業実施市町」にお住まいの65歳以上の方が居住する世帯（※一定の条件を満たす方に限ります）で機器の設置を希望する世帯  
※「一定の条件」とは、一人暮らしや高齢者のみ世帯などの貸与の必要性が高い方です。詳しくは、「モニター事業実施市町」の窓口にお問い合わせください。
- ② 機器を設置できる固定電話をお持ちの方
- ③ 機器の効果測定のための和歌山県のアンケート調査にご協力いただける方

## ■ 通話録音機の特徴

### ① 警告メッセージで犯罪抑止！

発信者に対して「この電話は振り込め詐欺等犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。」等の警告メッセージが流れます。悪質業者などは録音されることを嫌いますので、警告メッセージを聞くことで電話を切ることが期待されます。

### ② 会話内容を録音・再生！

警告メッセージを聞いてもなお通話を続けてきた場合でも、会話内容を録音します。

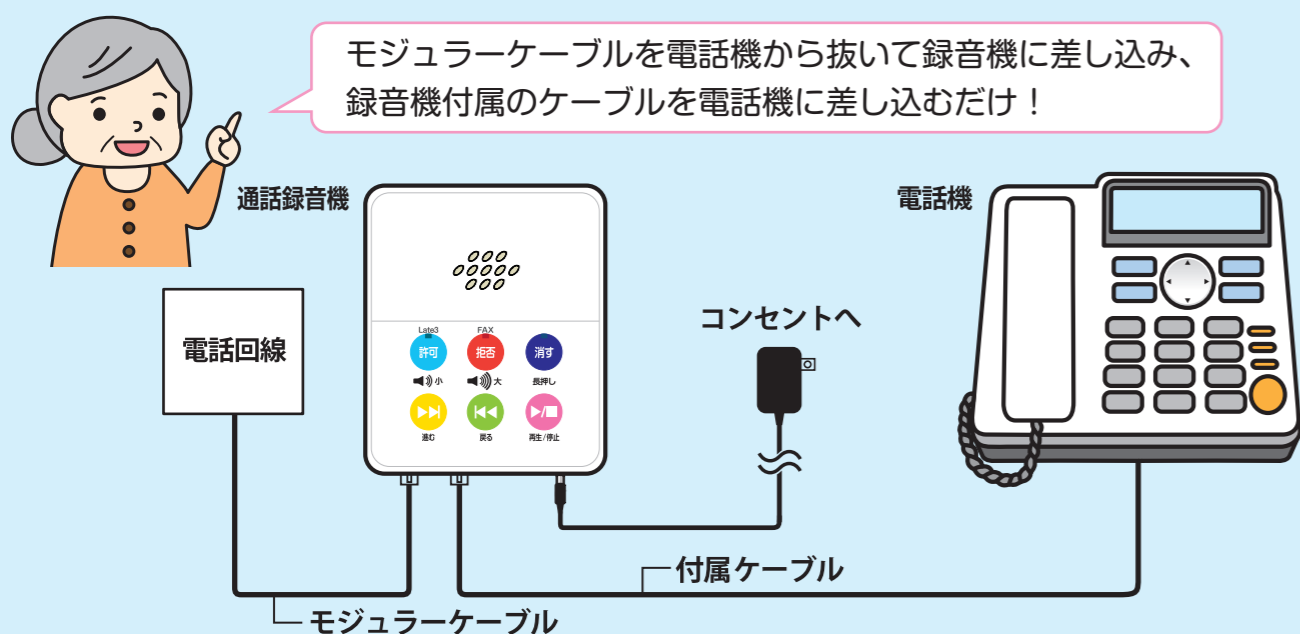
### ③ 設置後は操作の必要なし！

一度設置すれば基本的には操作する必要がないので、高齢者宅でも安心して設置できます。

### ④ 家族・友人などに対しては警告メッセージを削除！

家族や友人など、警告メッセージを流したくない相手には、警告メッセージを流さないようにすることができます。（※ナンバーディスプレイに加入済みの場合）

## ■ 通話録音機の接続イメージ



## ■ 通話録音機の申込から貸し出しまで（公募の場合）

1 「モニター事業実施市町」の窓口へ、申込に必要なものを電話で確認

2 申込書に必要事項（名前と生年月日、住所など）を記載

3 窓口で、申込書を提出



4 窓口か自宅で機器を受け取ります。



5 取付けマニュアルに従って機器を取り付けて、使用開始！



※受取後、一週間以内に設置してください。  
※電源が設置場所近くがない場合、延長コードが必要です。  
※機器の利用に必要な設備・工事に関する追加費用が発生した場合は、貸与を受けた世帯の負担となります。

6 アンケート用紙を郵送

・和歌山県から機器効果測定のためのアンケートをご自宅に郵送します。  
※平成29年3月初旬を予定しています

7 アンケート回答

・アンケートにご回答いただき、同封の返信用封筒にて和歌山県までご返送ください。

応募者多数の場合は、「モニター事業実施市町」が抽選等によりモニターを決定します。

※モニターとは、録音機の使用後、アンケートにご回答いただく方です。

## 通話録音機の使用上の注意事項等について

- ①本機は、電話による消費者被害や詐欺を未然に防止するための機器であり、その他の用途には使用はできません。
- ②本機は和歌山県外での使用や、転売・売却はできません。
- ③保証期間内に貸与した本機が故障等した場合は、所定の手続きにより無償で交換することができます。
- ④本機を接続することにより発生する電気代（約50円/月）は貸与を受けた世帯の負担となります。